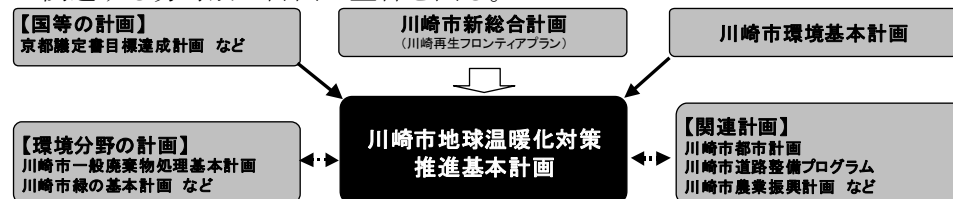


川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）の概要について

計画策定の主旨、計画の基本的事項

● 計画策定の主旨

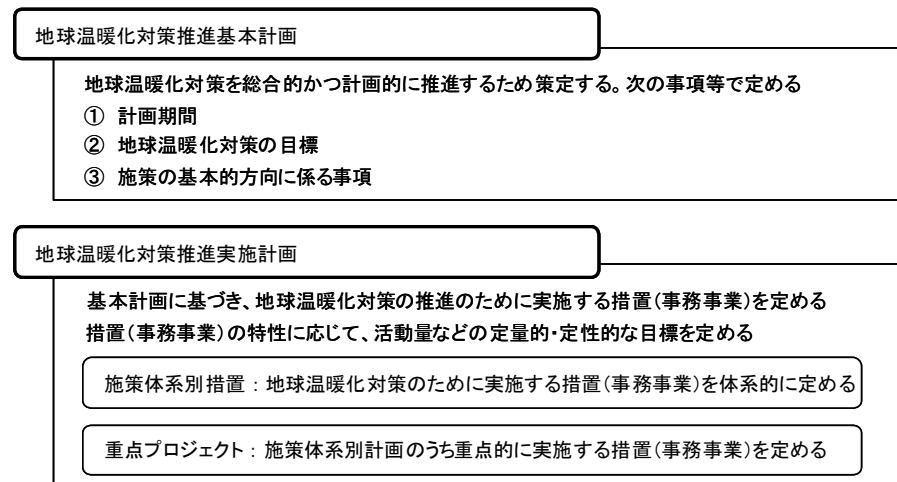
- ・国内外の動向を踏まえつつ、川崎らしい計画とする。
- ・川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合性を確保する。
- ・「新エネルギービジョン」などと統合し、地球温暖化対策を体系化する。
- ・関連する分野別の計画と整合を図る。



※ 都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮(地球温暖化対策推進法第20条の3第4項)

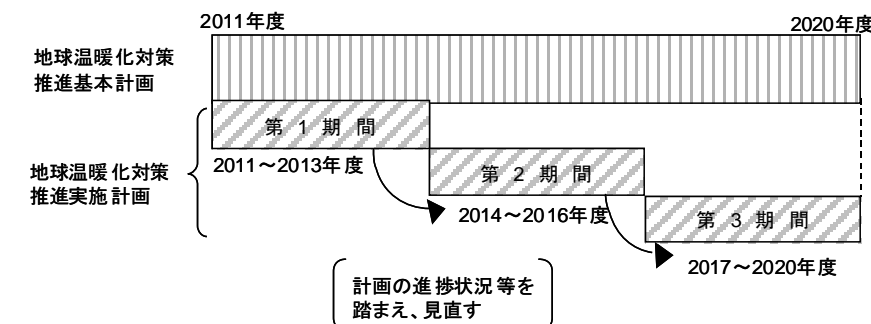
● 計画の構成

地球温暖化対策推進条例第6条に基づく地球温暖化対策推進基本計画と、同条例第7条に基づく地球温暖化対策推進実施計画の2階層で構成



● 計画期間

地球温暖化対策推進基本計画は2011年度から2020年度までの概ね10年、地球温暖化対策推進実施計画は概ね3年とする。



● 地球温暖化対策の目標等

○基本計画：

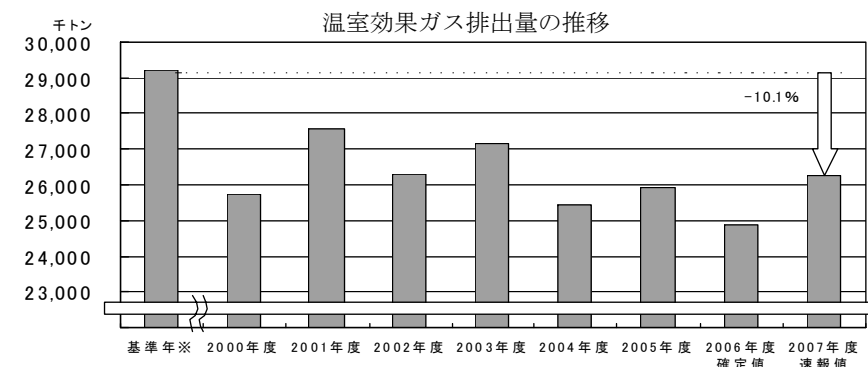
- ・地球温暖化対策の目標として、基本理念、削減目標、基本方針を定める。
- ※ 削減目標については、川崎市域の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施する上での方向性を示すものとして位置づける。
- ・施策の特性に応じて、定量的・定性的な基本的方向を定める。

○実施計画：活動量などの定量的・定性的な目標を定める。

温室効果ガスの排出量の状況等

● 温室効果ガスの排出量の状況

・2007年度の温室効果ガスの排出量は、26,274千トン-CO2であり、基準年(1990年度)と比較して、10.1%の減少となっている。また、温室効果ガス排出量の全体の約98%を占める二酸化炭素の排出量は、基準年比で3.9%の減少となっている。



● 将来推計

・2020年の温室効果ガスの排出量は、基準年比で8.1%の削減と見込まれる(2007年比で2.2%の増加)。また、二酸化炭素排出量は、基準年比で1.8%の削減と見込まれる(2007年比で2.2%の増加)。

※ 2008年度以降の追加的対策は含めていない。

地球温暖化対策の目標

● 基本理念

・環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ。

● 削減目標

○考え方と位置づけ

- ・環境技術を活かし、地球全体での温室効果ガス削減に貢献する。
- ・国の中期目標を基本として設定する。
- ・市域の地球温暖化対策を実施する方向性を示すものと位置付ける。
- ・部門別には目標を設定せず、総合的な削減目標を設定する
- ・各主体が自らの排出量削減を図るとともに、協働の取組を進める。

○削減目標

- ・市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市の特徴である優れた環境技術を活かし地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献することで、2020年度までに1990年度の市域における温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す。
- ・各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働の取組を進めることで、温室効果ガス排出量を削減する。
- ・国全体の中期目標に関する検討状況を見極めながら、必要に応じて目標の改定について検討を行う。

● 基本方針

- ①効果的に温室効果ガスの排出量の削減が誘導される社会・経済システムを構築する。
- ②再生可能エネルギー源、未利用エネルギーなど、地域に存在するエネルギー資源を有効かつ効率的に利用する。
- ③事業者、市民、市がそれぞれの役割に応じて削減する。
- ④協働の取組を推進する。
- ⑤地球全体での温室効果ガスの排出量の削減に貢献する。
- ⑥ヒートアイランド対策に資する。

施策と重点プロジェクトの方向性

● 基本計画の施策体系

基本理念等の実現のため、基本方針に沿って次の12の基本施策を掲げる。あわせて、基本施策に基づく施策課題を位置づける。事業主体を市とし、地球温暖化対策の取組の方向性ととも、政策推進主体として事業者や市民の取組を支援し促進するための取組の方向性を定める。

- I 事業活動における温室効果ガスの排出量の削減の推進
- II 市民生活における温室効果ガスの排出量の削減の推進
- III 再生可能エネルギー源等の利用
- IV 低炭素都市づくりの推進
- V 循環型社会の形成の推進
- VI 交通における地球温暖化対策の推進
- VII 地球環境に係る環境教育・環境学習の推進
- VIII 緑の保全及び緑化の推進
- IX ヒートアイランド対策の推進
- X 環境技術による国際貢献の推進
- X I 環境技術の研究開発等の推進
- X II 市役所の率先取組の推進

● 重点プロジェクトの方向性

実施計画の各期間において、重点的に取り組むことによって、大きな施策成果の達成や課題の解決を目指していくとともに、事業者や市民を先導していくような施策を「重点プロジェクト」として位置づける。

推進体制及び進行管理

● 推進体制

- ①地域住民等との連携体制
 - ・地球温暖化防止活動推進センター
 - ・地球温暖化防止活動推進員
 - ・かわさき地球温暖化対策推進協議会
 - ・川崎温暖化対策推進会議 (CC川崎エコ会議)
- ②川崎市温暖化対策庁内推進本部

● 進行管理

- ・基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、実施計画に定める活動量などの目標について、PDCAサイクルを基本とした進行管理を行う。
- ・計画の達成状況については、毎年、環境審議会に報告し、その意見を反映させる。
- ・CC川崎エコ会議などを通じ、市民、事業者などに達成状況を知らせるとともに、計画を推進する中で、個々の取組を促す。